

県立児童福祉施設（富浦学園・生実学校・乳児院）

のあり方について

－はじめに－

富浦学園・生実学校・乳児院の3つの県立児童福祉施設は、昭和40年代に建設され老朽化が著しく進んでおり、今後建替等も含めどうあるべきかについて考えていかなければならないため、基本的に検討すべき事項について、千葉県社会福祉審議会長に諮問があり、当委員会に依頼があったところである。

これを受け、当委員会においては、これまで4回にわたって検討委員会を開催し、集中的に検討を重ね、また、3施設については現地視察も実施し、施設の実情も踏まえ、各委員の専門的な立場から幅広く意見を出したものである。

しかしながら、今後、建替えや民営化といったことがあろうがなかろうが、現在改善できるところは、積極的に改善して欲しいということをし添えておきたい。

【総論】

1. 県立施設の役割について

これまでの県立県営（以下「県立」という。）児童福祉施設においては、民間施設で受入困難・処遇困難なケースを受入れてきたところであるが、県立児童福祉施設のあり方を検討していくに当たって、今後も県立施設として存続していくのであるならば、県と民間の役割分担や機能を明確にし、県としてやるべきこと、県でなければできないことに特化して、重点的に取り組むことが必要である。

振り分けの視点としては、まずマーケットに馴染むのかどうか、また、マーケットをどう活性化して育てていくのか、また淘汰をどう受け入れていくのかの議論をすることが必要。（乳児院）

・この県立3施設は建物の老朽化がかなり進んでいる。そういった意味ではこの報告書を早く出すということも大事だし、それから、これから施策の中で優先順位を高いところに置いて、建て替えるということは今のままではなく、ここでの議論を踏まえた新しい形での建て替えという事を早急に進めてほしい。（第10回検討委員会）

・民営化という方向を大きく出すということは賛成で、とても良いことだとは思いますが、どんどん民営化していかれる中で、例えば養護を必要としている子どもたちに対する県の責任というものを、やはり個別ではなくもっと前のところで、やはり明確に県が責任を持っているんだという事を明確にすること、特に財政的な面では、やはり県の負担であるべきだということを抑えておかないと、民営化した時に、それは子どもたちにとって逆に不利になったりということがあってはならない。（第10回検討委員会）

・民間施設と比べて1.5倍くらい費用が高い。

それだけのケアをしているのかということはこのからの議論の1つの前提として踏まえなければいけないことではないか。（第10回検討委員会）

・民間にできることは民間に。全国的な動向なども踏まえる。（第10回検討委員会）

県立施設としての役割及び機能の具体的な事例として、

○里親、地域小規模児童養護施設、里親型ファミリーグループホーム等のバックアップ機能

レスパイトケア等によって里親支援、ふれあい家族事業等によって里親と施設との連携を図ることが必要（富浦）

○民間施設では対応困難な、専門性の高いケースの受入れ（障害児のケアなど特殊な技能が必要なもの）

民間では対応が困難な専門性の高いケースの受入れがある。重度の被虐待児やADHDあるいは自閉症などの発達障害、知的障害等を有する児童について、専門的な知識を有する職員の配置や心理療法など治療的機能を有することが必要（富浦）

児童自立支援施設からの措置変更ケース、中学3年生など進路指導・学習指導を強化する必要がある児童のケース、期的治療や経過観察する必要がある児童のケースなど民間施設では受入れを躊躇するケースも受入れることが必要（富浦）

児童相談所で処遇の方向性について判断に苦慮するケースや児童養護施設での処遇困難児童ケース等について、児童自立支援施設においては積極局的に受入れ支援を行っており、支援のモデル作成と具体的プログラムの検証について積極的に取り組むことが必要（生実一表）

民間施設で対応困難なケースを県で受け入れることが、役割として県立施設を位置付けた場合、マーケットの活性化が阻害されないかどうか、受け入れに意欲的な施設に相当額を補助し、県はスリムになった方が優ることがないのかも併せて検討して行く必要（乳児院）

○先進的・先導的な役割を担うべきもの（情緒障害児短期治療施設の設置等）

家族再統合を支援するファミリーソーシャルワークの充実、あるいはその実践のための親子宿泊施設の整備が必要（富浦）

先進的、先導的な役割ということでは、情緒障害児短期治療施設の設置や調査研究部門、研修部門の設置等が考えられる。（富浦）

情緒障害児短期治療施設は必要。情短機能の部分でいうと専門的な医療的なケアというのは24時間体制は必要だと思うので、体制づくりが必要。（生実）

制度の谷間にあったり、ノウハウが確立されていないなど、新しい課題に試行的・先駆的に取り組み、その効果を実証するとともに、県内の施設にそれを伝えることも県立施設の目指すべき方向（富浦）

新たな事業を展開するには職員の専門性の向上を図るとともに、専門的な知識を有する職員の配置も必要。（富浦）

早急に情緒障害児短期治療施設の設置が必要。（中央児童相談所）

○広域的な視点からの市町村支援等 が考えられるので、これらのことに重点的に取り組むことを目指すべきである。

また、個々の施設ごとに検討するとともに、他の施設及び他の社会的資源（里親等）の連携についても検討することが必要である。

1つ1つの施設の単独の問題ではなくて、すべての施設を総合的に見比べていって、どこにどういふ施設が必要かということから検討し直さないと、ひとり子どもがどこか隙間に落ちてしまう、新たに落ちてしまう危険性があるので、3施設を一体的に考えたほうがいい。（第6回意見交換）

さらに、県立施設であることのメリット・デメリットをきちんと検討し、県立施設としてもし存続させるのなら、当該施設を千葉県での社会的養護の中でどう位置づけることができるのかどうか、その存続意義も含め、今後も引続き検討を続けていくべきと考える。

公設と民営との違いということ言えば、コスト意識とサービスの質、サービスメニューが選択できるかどうか、そういう部分にも視点を置いていただきたい。(第6回意見交換)

なお、今後社会的資源のあり方について検討する中で、民間委託や民間移譲も視野に入れてさらにつめていくこととし、その場合には、委託又は移譲される相手方の能力、建物の改修、職員の配置等の課題についても併せて検討していく必要がある。

民営化の市場ですが、現実的に可能なのかというようなところ、受け入れているところが果たしているのかということも、視野に入れながら考えていかなければいけない。(第6回意見交換)

2. 施設のあり方について

従来の大舎制の施設から、より家庭的な生活に近づくようケア形態の小規模化を進めることが必要であり、そのための施設形態は、子ども達が安全で安心して過ごすことができ、年齢や性別に加えプライバシーにも配慮した個室化を含めた居住形態とする。

ケア単位を小規模化することが必要で、地域小規模児童養護施設の増設、ユニットケア化によって、家庭的でゆとりのある安定的な環境の下での子どもの情緒の安定や、社会的スキルの取得、良好な人間関係の形成を図ることによって、養護の質を高めていくことが必要、またケア単位の小規模化によりプライバシーの確保等施設養護の質を高めていくことが必要。(富浦)

施設の小規模化を図り、個別的ケアを充実させるには、職員の適正な配置が必要不可欠。(富浦)

さらに、被虐待児の対応や対応が困難とされる児童が増加していることから、情緒障害児短期治療施設の設置あるいは情緒障害児短期治療施設機能の付置等、軽度の情緒障害を有する子どもへの専門的なケア体制の充実について、検討する必要がある。

重度の被虐待児やADHDあるいは自閉症などの発達障害、知的障害等を有する児童について、専門的な知識を有する職員の配置や心理療法など治療的機能を有することが必要(富浦)

早急に情緒障害児短期治療施設の設置が必要。(中央児童相談所)

施設は、子ども達の健全育成のために、地域で孤立した存在ではなく地域に開かれた施設として、学校・里親・民生委員・近隣住民等地域との交流に積極的に取り組むことが求められている。

そのため、施設においては、ショートステイ事業や児童家庭支援センターなどを実施することにより地域との信頼関係を深め、地域の子育て支援の拠点施設となるよう努めていく必要がある。

児童家庭支援センターの設置、ショートステイ事業を実施するとともに、レスパイトケア等によって里親支援、あるいはふれあい家族事業等によって里親と施設との連携を図ることが必要(富浦)

出来るだけ地域に根ざした専門的な関わりや迅速な援助が可能な施設であることが必要。(生実-表)

地域に根ざした児童相談機関としての役割を持つことも必要《児童家庭支援センターの付置》(生実) ボランティアの活用、ボランティア登録して活用することが必要(第6回意見交換)

3. 建替え等について

3施設とも昭和40年代に建設され老朽化しており、そこで生活する子どもたちや職員が、毎日を安全で安心して過ごせる空間としての施設とするため、建替え等の検討を進めるべきである。

施設が老朽化し建替えの時期にきているため、学校本館、寮舎、付属施設の新増設をすることが必要。(生実-表)

なお、建替え等の検討を進めるに当たっては、建替えのための基本コンセプト等を検討

する委員会を個別に設置し、各施設について年次計画を策定するなど、総合的・計画的に検討を進めることが必要である。

施設の建替えに当たっては、地域に開かれ、今後の社会的養護ニーズに柔軟に対応できる質の高い施設を建設することが必要（富浦）

建替えについて、ローテーションできちんと計画を立てて、ルールや優先度もランドデザインの検討のなかで、やっていければと思います。（第6回意見交換）

今後30年間の社会的養護のニーズ（少子化、虐待、家庭的養護、里親をどれくらい増やしていくのか）みたいなことを、ある程度見通すことが必要。（第6回意見交換）

また、社会的養護の動向を踏まえ、個々の施設だけでなく他の施設との統合や必要な施設の併設あるいは必要な施設の機能を付置することなど、総合的に検討すべきである。

乳児は感染症などの罹患率が高く、病院通院が大きな業務になっているので、こども病院など医療機関との併設を希望。（乳児院一表）

医療機関に併設した乳児院が望まれる。（中央児童相談所）

4. 人事ローテーションについて

入所児童にとっては児童の気持ちを理解し温かく受け止め、長く児童に接してくれる職員が必要となる。

そのため、直接処遇職員の人事ローテーションのあり方については、子どもの養育という点を考慮すると、5年位は同施設に勤めることができるような人事配置が望まれる。

児童相談所の児童福祉司の専門職化と専従化をぜひお願いしたい。（2.17委員）

定期の人事異動により連続性のある指導・援助が困難（乳児院）

職員の異動は、直接処遇職員の方は平均で大体7年位、私とか事務長とか庶務関係だと、短くて大体2年前後で動いているという状況（乳児院）

【各 論】 個々の施設について

【富浦学園】

・富浦学園については民営化の方向ということを確認。(第10回検討委員会)

1. 施設のあり方について

富浦学園は定員100名の大舎制施設であり、居室は高校生になっても個室はなく、プライバシーの確保も困難な状況にある。

平成17年度には県内初の地域小規模児童養護施設が開設されることとなっており、今後も、できるだけ家庭的な環境の中で生活ができるよう、ケア単位の小規模化やサテライト型の整備に積極的に取り組むことが必要であり、引続き、被虐待児も含め民間では対応困難な児童の受入れや、心理面も含め治療的ケアのできる施設としての役割が期待される。

ケア単位を小規模化することが必要で、地域小規模児童養護施設の増設、ユニットケア化によって、家庭的でゆとりのある安定的な環境の下での子どもの情緒の安定や、社会的スキルの取得、良好な人間関係の形成を図ることによって、養護の質を高めていくことが必要、またケア単位の小規模化によりプライバシーの確保等施設養護の質を高めていくことが必要。(富浦)

施設の小規模化を図り、個別的ケアを充実させるには、職員の適正な配置が必要。(富浦)

また、児童の自立が困難な場合に対応できるよう、アフターケアの機能を持つことが必要である。

退所後の相談や自立のための援助を行うために、退所した者が宿泊できる施設、自立困難な児童の援助体制を整備することが必要。(富浦)

県立乳児院との機能統合、あるいは情緒障害児短期治療施設との併設なども視野に入れて検討することが必要であり、その実現に向けては、特区申請など適用可能な制度を最大限に活用した取組みが求められている。

先進的、先導的な役割ということでは、情緒障害児短期治療施設の設置や調査研究部門、研修部門の設置等が考えられる。(富浦)

また、積極的に地域との交流や民間団体との協働を推進していくなかで、施設だけでなく地域全体で子育て支援していく社会づくりに積極的に取組み、施設自体が積極的に地域の子育て支援の拠点機関としての役割を果たすことが必要である。

児童家庭支援センターの設置、ショートステイ事業を実施するとともに、レスパイトケア等によって里親支援、あるいはふれあい家族事業等によって里親と施設との連携を図ることが必要。(富浦)

さらに、地域小規模児童養護施設を数ヶ所地域に分散して設置して、定員の半分程度をそれに充て、残りをユニットケア化した本体施設がバックアップする形態が望ましいのではないか。

ケア単位を小規模化することが必要で、地域小規模児童養護施設の増設、ユニットケア化によって、家庭的でゆとりのある安定的な環境の下での子どもの情緒の安定や、社会的スキルの取得、良好な人間関係の形成を図ることによって、養護の質を高めていくことが必要、またケア単位の小規模化によりプライバシーの確保等施設養護の質を高めていくことが必要。(富浦)

なお、現時点において、県立施設としての意義は大きいですが、今後の課題として、特に建替え時には、千葉県内における社会的養護体系全体の中で、県立としての児童養護施設の

設置意義、効果等の外部評価を実施するとともに、民営化や指定管理者制度の導入を含め、研究課題とすべきである。

2. 建替え等について

本施設は、主として昭和40年代に建てられた施設であり、老朽化も進んでいることから建替え等の検討が必要である。

建替え等の検討を進めるに当たっては、年次計画を策定のうえ、建替えのための基本コンセプト等を検討する委員会を設置し、検討を進めることが必要である。

建替えについて、ローテーションできちんと計画を立てて、ルールや優先度もグラウンドデザインの検討のなかで、やっていければと思います。(第6回意見交換)

今後施設の建替えを検討していく際に、100人の定員でいいのかどうか、今の土地にまた建物を建替えるのか、それともどこか土地を別の所に求めてもう少し小さい規模の施設に建替えをするのか、そういったことも視野に入れて検討するといいい。(第6回意見交換)

また、児童居室の個室化を検討するなど、児童が安全で安心して過ごせる空間を持った施設とすることや、また、社会的養護の動向を踏まえ、例えばユニットケア化や、子どもにとっては連続したケアは大事なことから、乳児院との統合も併せて検討すべきである。

施設の建替えに当たっては、地域に開かれ、今後の社会的養護ニーズに柔軟に対応できる質の高い施設を建設することが必要(富浦)

特に、学区の異なる所にサテライト型の小規模児童養護施設をつくっていくことを検討することも有用と思われる。

【生実学校】

・児童自立支援施設については、国の動向を見ながら民営化も視野に置きつつという形で、公設公営で行くという結論にはしない。(第10回検討委員会)

・自立援助ホームを、例えば前回は各児相管内ごとに1個作っていった方が良いという提案をしているが、急にはできるわけではないので、児童自立支援施設でもしそういう機能が附置できればよい。そういう意味で、自立支援寮というのはとても大事。(第10回検討委員会)

・もう少し抱え込む職親的な訓練をしていただけるような場所が必要なんじゃないのかとずっと思ってきたが、そういう機能の一部がこの児童自立支援施設に附置されているということであればそれは大変有効。職業訓練ができるようなところがよい。訓練所、あるいは訓練校みたいにはっきりしてしまおうとまた拒否反応が起こる。(第10回検討委員会)

1. 施設のあり方について

生実学校は、県内唯一の児童自立支援施設である。

児童自立支援施設は児童福祉法施行令第36条の規定により、都道府県による設置規定及び施設長、児童自立支援専門員等の職員については、都道府県の吏員をもって充てることとなっている。

このため、現段階では、継続して県立施設として維持する必要があるが、現在国においては、民営化も含めた検討を行っているため、国の検討動向を踏まえ、将来的には、民営化あるいは民間委託についても視野に入れた検討をすることが必要と思われる。

生実でケアするような子どもが児童養護施設に何人かずついるので、他の児童養護施設との役割、連携を視野に入れた方向性というのを検討していただきたい。(第6回意見交換)

2. 自立支援について

児童の自立のために、入所中の職業訓練、退所後の児童の独立した生活を支援、退所したが自立困難に陥った児童の再出発のための支援、さらに親子関係修復のための支援機能を持つ「自立支援寮」の付設を検討していくことが必要と思われる。

年長児の自立支援を図るため、高等部を担当する体制の整備が必要。(生実・表)

児童に自立の機能が果たせる場所を設定する必要があることから、既存の女子職員宿舎の再利用を図りたい。(生実・表)

園長校舎とか従来あった建物を、自活とか家族調整寮にしたいと協議中(生実)

また、退所後の児童の自立をより確かなものとするために、「自立援助ホーム」との連携や、「自立援助ホーム」に対するバックアップ機能の役割を持たせることが必要である。

3. 施設養護の質の向上について

児童自立支援施設に入所している情緒障害等の問題を抱える児童に対しては、情緒障害児短期治療施設に入所することが最も適切ではあるが、当該施設がない現状においては、児童自立支援施設内に分園等により、情緒障害児短期治療施設機能を持つ施設の付置についても検討を行う必要がある。

情緒障害児短期治療施設は必要。情短機能の部分でいうと専門的な医療的なケアというのは24時間体制は必要だと思うので、体制づくりが必要。(生実)
学校教育部門の充実を求めていく必要がある(生実-表)。

【乳児院】

・乳児院についてはもちろん民営化していくという選択肢もあり、それからもう1つは重心とか障害とか虐待とかそれから色々な病気のことを考えると、県立こども病院との併設の問題というのはやはり考えなければいけない。

その場合には、県立こども病院をどうするかというのは、そもそもあるかと思うが、運営主体を一緒にして考えるということはあって、やはり残しておくとかそういう方向は考えるべき。(第10回検討委員会)

・乳児院については県立こども病院との併設も考える。1つは乳児院だけを単独で作るのではなく児童養護施設との併設を含めて考えると、これは民間でやる。(第10回検討委員会)

・病院併設があるといい。もう1つは乳児院のニーズを考えると乳児院ではなく、乳幼児ホームというような形がこれから必要なんだろう。里親を増やさないといけなが、里親が全部代わることではないと思う。(第10回検討委員会)

・新たな施設を作ることも視野には入れるが、あるいは乳幼児ホームというものを、あるいは児童養護施設と合築することを視野に入れるけれども、そうではなくて児童養護施設そのものに乳児が入れるようなホームを作っていくようなことも現実的な方向としてあるのではないか。(第10回検討委員会)

1. 施設のあり方について

乳幼児の健全育成のためには、愛着関係の形成は非常に重要なことであることから、職員との関係あるいは保護者との関係における愛着関係を大切にすることが必要である。

そのため、乳児院においても、職員数・勤務形態との関係を考慮しながら養育形態の小規模化を目指す必要があり、また、日常的にも学校や近隣等の地域との交流に取り組み、地域の子育て支援の拠点施設としての機能をもつことも必要と思われる。

保護者が直接かつ大幅に施設内で育児に関与できるような体制づくりが必要。(乳児院)

乳児、保護者の両方の立場に立った開放的な施設づくりが必要。(乳児院)

地域に開かれた施設として位置づけていかなければならないのではないか。(乳児院)

措置児童の支援が中心となっており、地域の子育て支援の拠点施設としての位置付けがない。

(乳児院-表)

ボランティアの活用、ボランティア登録して活用することが必要(第6回意見交換)

また、乳幼児は、基本的には家庭的な環境で育てられることが大切であり、したがって、乳児院としてはできるだけ早期に、安定した家庭(元の家庭、困難な場合は里親家庭)で暮らすことができるよう努めていく必要がある。

保護者支援の取り組みの強化ということで、入所児童だけではなく、家族との再統合に向けて一層取り組んでいかなければならない課題がある。(乳児院)

なお、今後の課題として、特に建替え時には、千葉県内における社会的養護体系全体の中で、県立としての乳児院の設置意義及び効果等の外部評価を実施するとともに、将来的には、民営化あるいは民間委託についても、視野に入れた検討をすることが必要である。

振り分けの視点としては、まずマーケットに馴染むのかどうか、また、マーケットをどう活性化して育てていくのか、また淘汰をどう受け入れていくのかの議論をすることが必要。(乳児院)

民間施設で対応困難なケースを県で受け入れることが、役割として県立施設を位置付けた場合、マーケットの活性化が阻害されないかどうか、受け入れに意欲的な施設に相当額を補助し、県はスリムになった方が優ることがないのかも併せて検討して行く必要(乳児院)

社会的に公から民への流れの中で、公営であり続けるには、県民の理解が得られる特色ある先進的な

運営管理が求められるが、県の大きな組織に属する限り、迅速な意思決定や柔軟な運用は期待できない。
(乳児院一表)

2. 他の社会的資源との連携等について

児童虐待の増加等により子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、そのため、乳児院としても新たな課題に対応できるように取り組む必要がある。

地域の子育て支援を支える地域社会に開かれた施設として位置付け、乳児・児童一体の相談支援機能、一時保護機能、養育機能、治療機能、親子の一時生活機能及び情報提供・研修・実習機能を兼ね備えたコア施設を設立（乳児院）

例えば、乳幼児が健康で育っていくためには、緊急の場合はもとより、日常における健康管理が重要であることから、建替時には治療施設（例：こども病院）との併設等についても、検討を行うことが必要と思われる。

緊急の医療行為を要する乳児に対して適切に処置できる即応機能や、十分な医療管理機能を有していないと、取り返しのつかない事態が生じる。今後、乳児院の新設にあたっては、医療機関との併設など緊急医療や、それから医療管理機能の充実を切に要望。（乳児院）

こども病院の医師が乳児院の医師を兼務しているので、24時間体制で相談、連絡が可能。（乳児院）
病院の併設などによる医師の即応体制や、医療管理の充足を前提とした他機関では受け入れがたい狭間に位置する疾病や障害のある児童を受け入れていったらいいのではないか。（乳児院）

重い医療行為を要するような乳児となると、医療機関併設でないのが難しいのが現状（乳児院）

乳児は感染症などの罹患率が高く、病院通院が大きな業務になっているので、こども病院など医療機関との併設を希望。（乳児院一表）

医療機関に併設した乳児院が望まれる。（中央児童相談所）

また、児童福祉法の改正により児童養護施設との年齢要件が見直され、ケアの連続性が可能になったことから、児童養護施設との緊密な連携や併設・機能統合あるいは、虐待ケースに係る治療機能やこころの健康の問題に対応するための情緒障害児短期治療施設との併設・情緒障害児短期治療施設機能の付置なども視野に入れて検討することが求められる。

さらに、乳児院と母子生活支援施設とのいわば中間形態である「親子寮」といったようなものを、付置することを検討することも必要である。

なお、施設を整備する場合には、養育環境にも配慮するべきである。

その他母子生活支援施設、里親、千葉県女性サポートセンター、民間シェルター等との連携についても、積極的に検討することが必要と考えられる。

県内地域の多数の小規模施設、グループホーム、民間施設、里親、NPO、ボランティア団体等とネットワークを構築し、連携、育成支援する。（乳児院）

特に、里親との連携については、乳幼児が安定した家庭生活の中で育てられるためにも、元の家庭に戻すことが困難な場合には、里親家庭の役割が非常に重要となってくることから、里親への委託促進のためにも、積極的に連携を図っていくことが求められる。

また、母子が共に家庭生活を営めるという特長を持つ、母子生活支援施設との連携・活用を図ることも必要である。

3. 建替え等について

昭和47年に建設された施設のため老朽化が見られ、建替え等の検討が必要である。

建物の老朽化により、施設機能の低下、雨漏り、隙間風、かび、害虫の発生等の問題が生じ、防犯対策が不十分（乳児院）

建替え等の検討を進めるに当たっては、建替えのための基本コンセプト等を検討する委員会を設置し、年次計画を策定するなど、総合的・計画的に検討を進めることが必要である。

建替えについて、ローテーションできちんと計画を立てて、ルールや優先度もグランドデザインの検討のなかで、やっていければと思います。（第6回意見交換）

また、乳児の生活の質の向上や職員の負担軽減に資するよう、配慮することが望まれる。

乳児院の新設にあたっては、医療機関との併設など緊急医療や、医療管理機能の充実を切に要望したい。（乳児院）

－終わりに－

この「中間とりまとめ」は、これまでの4回の検討の中で、県立の児童養護施設、児童自立支援施設及び乳児院の3種別の施設の動向について、施設のあり方や建替え等の検討をする際の留意すべき点等について、提示したものである。

今後、各施設においては、この提言に基づいて、公設公営施設としての存在意義について議論していただくことを期待する。

本県立施設のあり方については、民間施設や家庭的養護を含めた社会的資源のあり方の検討状況及び関係者等の意見を伺いながら、全体としてのとりまとめに沿って、本年度末までに基本的な方向についてとりまとめ、来年度末を目途に、最終報告としてとりまとめしていくこととしたい。